

熊本大学学生定員規則の変更の事由及び変更点

変更の事由

医学部医学科の入学定員を見直すため、所要の改正を行うものである。

変更点

医学部医学科の入学定員及び収容定員に関する規定を整備すること。

○熊本大学学則

(平成 16 年 4 月 1 日学則第 2 号)

改正 平成 17 年 3 月 24 日学則第 2 号	平成 17 年 12 月 22 日学則第 4 号	平成 18 年 2 月 23 日学則第 2 号
平成 18 年 9 月 7 日学則第 6 号	平成 18 年 10 月 26 日学則第 9 号	平成 18 年 10 月 26 日学則第 10 号
平成 18 年 11 月 30 日学則第 12 号	平成 19 年 2 月 22 日学則第 3 号	平成 19 年 3 月 22 日学則第 5 号
平成 19 年 9 月 27 日学則第 7 号	平成 20 年 1 月 24 日学則第 2 号	平成 20 年 3 月 27 日学則第 5 号
平成 20 年 9 月 25 日学則第 6 号	平成 20 年 11 月 27 日学則第 8 号	平成 21 年 3 月 26 日学則第 2 号
平成 21 年 12 月 24 日学則第 5 号	平成 22 年 2 月 24 日学則第 1 号	平成 22 年 3 月 24 日学則第 4 号
平成 22 年 6 月 24 日学則第 7 号	平成 22 年 9 月 30 日学則第 9 号	平成 23 年 2 月 24 日学則第 1 号
平成 23 年 5 月 26 日学則第 4 号	平成 23 年 7 月 28 日学則第 6 号	平成 23 年 9 月 22 日学則第 8 号
平成 23 年 11 月 24 日学則第 10 号	平成 24 年 3 月 22 日学則第 2 号	平成 24 年 11 月 29 日学則第 6 号
平成 25 年 2 月 28 日学則第 2 号	平成 25 年 7 月 25 日学則第 5 号	平成 26 年 4 月 25 日学則第 3 号
平成 26 年 11 月 27 日学則第 6 号	平成 27 年 1 月 22 日学則第 1 号	平成 27 年 2 月 27 日学則第 4 号
平成 27 年 3 月 26 日学則第 6 号	平成 27 年 6 月 25 日学則第 9 号	平成 28 年 1 月 28 日学則第 2 号
平成 28 年 2 月 24 日学則第 4 号	平成 28 年 3 月 24 日学則第 6 号	平成 28 年 5 月 26 日学則第 8 号
平成 28 年 9 月 23 日学則第 9 号	平成 29 年 2 月 23 日学則第 2 号	

目次

第 1 章 総則

第 1 節 目的(第 1 条)

第 2 節 教育研究組織等(第 2 条―第 14 条)

第 3 節 職員組織(第 15 条・第 16 条)

第 2 章 学部通則

第 1 節 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日(第 17 条―第 22 条)

第 2 節 入学(第 23 条―第 33 条)

第 3 節 教育課程の編成、履修方法及び単位認定等(第 34 条―第 46 条)

第 4 節 休学、転部、転科、転課程、転学、留学、退学及び除籍(第 47 条―第 55 条)

第 5 節 健康管理(第 56 条・第 57 条)

第 6 節 卒業(第 58 条―第 62 条)

第 7 節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生(第 63 条―第 76 条)

第 8 節 授業料等(第 77 条―第 87 条)

第 9 節 賞罰(第 88 条・第 89 条)

第 10 節 寄宿舍(第 90 条)

附則

第 1 章 総則

第 1 節 目的

(教育研究上の目的)

第1条 熊本大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学教法」という。)の精神に則り、総合大学として、知の創造、継承及び発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献することを目的とする。

2 学部の教育研究上の目的は、それぞれの学部の規則で定め、公表するものとする。

第2節 教育研究組織等

(学部、学科、課程及び収容定員)

第2条 本学に、文学部、教育学部、法学部、理学部、医学部、薬学部及び工学部を置き、学科及び課程は、次のとおりとする。

文学 総合人間学科 歴史学科 文学科 コミュニケーション情報学科
部

教育 小学校教員養成課程 中学校教員養成課程 特別支援教育教員養成課程 養護教諭養成課程
学部 成課程 地域共生社会課程 生涯スポーツ福祉課程

法学 法学科
部

理学 理学科
部

医学 医学科 保健学科
部

薬学 薬学科 創薬・生命薬科学科
部

工学 物質生命化学科 マテリアル工学科 機械システム工学科 社会環境工学科 建築学
部 科 情報電気電子工学科 数理工学科

2 収容定員は、別に定める。

3 学部に関する規則は、別に定める。

(講座及び学科目等)

第3条 学部又は学科に置く講座又は学科目等の教員組織に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻科)

第4条 本学に、特別支援教育特別専攻科を置く。

2 専攻科に関する規則は、別に定める。

(別科)

第5条 本学に、養護教諭特別別科を置く。

2 別科に関する規則は、別に定める。

(大学院)

第6条 本学に、大学院を置き、次の研究科並びに研究部及び教育部を置く。

教育学研究科

社会文化科学研究科

自然科学研究科

人文社会科学研究部

先端科学研究部
生命科学研究部
医学教育部
保健学教育部
薬学教育部
法曹養成研究科

2 大学院に関する規則は、別に定める。

(研究所)

第6条の2 本学に、次の研究所を置く。

発生医学研究所
パルスパワー科学研究所

2 研究所に関する規則は、別に定める。

(附属学校)

第7条 本学に、教育学部附属の次の学校を置く。

附属幼稚園 附属小学校 附属中学校 附属特別支援学校

2 附属学校に関する規則は、別に定める。

(学部附属の教育研究施設等)

第8条 本学に、次の学部、研究科、研究部又は研究所に附属する教育施設及び研究施設を置く。

教育学部	教育実践総合センター
医学部	附属病院
薬学部	創薬研究センター 育薬フロンティアセンター 薬用資源エコフロンティアセンター
工学部	工学研究機器センター グローバルものづくり教育センター
大学院自然科学研究科	総合科学技術共同教育センター
大学院生命科学研究部	エコチル調査南九州・沖縄ユニットセンター 臨床医学教育研究センター
大学院法曹養成研究科	臨床法学教育研究センター
発生医学研究所	臓器再建研究センター

2 教育施設及び研究施設に関する規則は、別に定める。

(大学院先導機構)

第8条の2 本学に、大学院先導機構を置く。

2 大学院先導機構に関する規則は、別に定める。

(熊本創生推進機構)

第8条の3 本学に、熊本創生推進機構を置く。

2 熊本創生推進機構に関する規則は、別に定める。

(グローバル推進機構)

第8条の4 本学に、グローバル推進機構を置く。

2 グローバル推進機構に関する規則は、別に定める。

(大学教育統括管理運営機構)

第8条の5 本学に、大学教育統括管理運営機構を置く。

2 大学教育統括管理運営機構に関する規則は、別に定める。

第8条の6 削除

(研究機構)

第8条の7 本学に、次の研究機構を置く。

国際先端医学研究機構

国際先端科学技術研究機構

2 研究機構に関する規則は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第9条 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。

総合情報統括センター

グローバル教育カレッジ

五高記念館

永青文庫研究センター

教授システム学研究センター

くまもと水循環・減災研究教育センター

先進マグネシウム国際研究センター

生命資源研究・支援センター

エイズ学研究センター

環境安全センター

埋蔵文化財調査センター

2 学内共同教育研究施設に関する規則は、別に定める。

第10条 削除

(附属図書館)

第11条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規則は、別に定める。

(保健センター)

第12条 本学に、保健センターを置く。

2 保健センターに関する規則は、別に定める。

第13条 削除

(その他の組織)

第14条 本学に、本節に定めるもののほか、必要な教育研究組織等を置くことができる。

第3節 職員組織

(職員)

第 15 条 本学に、学長及び副学長を置き、学部には学部長を、研究科(研究部及び教育部を含む。第 6 項において同じ。)に研究科長(研究部にあっては研究部長、教育部にあっては教育部長。第 6 項において同じ。)を置く。

- 2 本学に教授、准教授、専任講師、助教及び助手を置く。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、本学に事務職員、技術職員、医療職員その他必要な職員を置く。
- 4 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 5 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 6 学部長及び研究科長は、学部又は研究科に関する校務をつかさどる。
- 7 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 8 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 9 専任講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 10 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 11 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 12 第 3 項に規定する職員の職務については、別に定める。

第 16 条 附属学校に、校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、附属学校に主幹教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 4 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 5 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。
- 6 教頭は、校長及び副校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)の教育をつかさどる。
- 7 教頭は、校長及び副校長に事故があるときは校長の職務を代理し、校長及び副校長が欠けたときは校長の職務を行う。
- 8 主幹教諭は、校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童等の教育をつかさどる。
- 9 教諭は、児童等の教育をつかさどる。
- 10 養護教諭は、児童等の養護をつかさどる。
- 11 栄養教諭は、児童等の栄養の指導及び管理をつかさどる。

第 2 章 学部通則

第 1 節 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第 17 条 学部の修業年限は、4 年とする。ただし、医学部医学科及び薬学部薬学科においては 6 年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 17 条の 2 学部は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第 18 条 第 69 条に定める科目等履修生として、本学で一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数その他の事項を勘案して、相当期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の 2 分の 1 を超えてはならない。

(在学期間)

第 19 条 在学期間は、修業年限の 2 倍の年数を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、理学部及び工学部の在学期間は、6 年を超えることができない。

3 第 17 条の 2 の規定により長期にわたる教育課程の履修が認められた学生の在学期間については、学部規則の定めるところによる。

(学年)

第 20 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 21 条 学年を次の 2 期に分ける。

前学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 前項に規定する学期の区分及び期間は、学部の事情により、学長の承認を得て変更することができる。

(休業日)

第 22 条 定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に定める休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 開学記念日 11 月 1 日

(4) 春季休業 4 月 1 日から 4 月 3 日まで

(5) 夏季休業 8 月 11 日から 9 月 30 日まで

(6) 冬季休業 12 月 25 日から翌年 1 月 10 日まで

2 臨時休業日は、必要に応じて学長がその都度定める。

3 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学部の事情により、学長の承認を得て変更することができる。

第 2 節 入学

(入学時期)

第 23 条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第 24 条 入学資格者は、学教法第 90 条第 1 項及び学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「学教法施行規則」という。)第 150 条の定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願手続)

第 25 条 入学志願者は、所定の検定料を添え、別に定める志願手続により願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 26 条 入学志願者については、選考を行う。

2 前項の選考方法については、別に定める。

(合格者の決定)

第 27 条 前条の選考による合格者の決定は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

(入学の許可)

第 28 条 合格者が、指定の期日までに、所定の入学料を納付したときは、学長は、その入学を許可する。

2 合格者が、入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された場合は、前項の規定にかかわらず、学長は、その入学を許可する。

(入学の手続)

第 29 条 入学を許可された者は、指定の期日までに、所定の誓約書及び保証書を提出しなければならない。

2 入学を許可された者が、正当な理由がなくて、指定の期日までに前項の手続をとらないときは、入学の許可を取り消すことがある。

(再入学・編入学・転入学)

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者が、再入学、編入学又は転入学を志願するときは、教育上支障のない場合に限り、別に定めるところにより、選考の上、学長は、入学を許可することができる。

(1) 願いにより退学した者又は第 55 条第 1 号、第 4 号、第 5 号若しくは第 6 号に該当し学籍を除かれた者で、退学又は除籍後 2 年以内に再入学を願い出たもの

(2) 学教法施行規則第 155 条第 1 項第 7 号の規定により、医学を履修する博士課程に入学した者で同課程を修了し、又は単位取得退学後若しくは願いによる退学後、速やかに医学部へ再入学を願い出たもの

(3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、編入学を願い出たもの

(4) 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学教法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)で編入学を願い出たもの

(5) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の専攻科の課程(修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学教法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)で、編入学を願い出たもの

(6) 大学を卒業した者で、編入学を願い出たもの

(7) 学教法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者で編入学を願い出たもの

(8) 大学に 2 年以上在学し、かつ、所定の単位を修得し、願いにより退学した者で、編入学を願い出たもの

(9) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者で編入学を願い出たもの

(10) 外国の短期大学を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学教法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)で、編入学を願い出たもの

(11) 学教法施行規則附則第 7 条に規定する従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者で、編入学を願い出たもの

(12) 他の大学の学生で、転入学を願い出たもの

2 前項により入学を許可された者の在学年数及び既修得単位の認定は、教授会において行う。

(第 3 年次編入学)

第 31 条 第 3 年次に編入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより、選考の上、学長は、入学を許可する。

2 前項により入学を許可された者の既修得単位の認定は、教授会において行う。

(再入学、編入学又は転入学を許可された者の在学期間)

第 32 条 前 2 条により入学を許可された者の在学期間は、第 19 条の規定にかかわらず、在学年数の 2 倍を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、第 19 条第 2 項の規定により、修業年限の 2 倍に満たない在学期間を定める学部にあつては、学部規則の定めるところによる。

(適用規定)

第 33 条 第 23 条、第 25 条及び第 27 条から第 29 条までの規定は、第 30 条及び第 31 条により入学する者に適用する。

第 3 節 教育課程の編成、履修方法及び単位認定等

(教育課程の編成方針)

第 34 条 各学部は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、教養教育に関する授業科目及び必要に応じ他の学部が開設する授業科目を含めて体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 教養教育に関する授業は、全学協力の下に大学教育統括管理運営機構が行う。

(教育課程の編成方法等)

第 35 条 本学の教育課程は、リベラルアーツ科目、現代教養科目、Multidisciplinary Studies、基礎科目、キャリア科目及び開放科目からなる教養教育並びに専門基礎科目及び専門科目からなる専門教育により編成する。

2 教養教育及び専門教育の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、これを各年次に適切に配当するものとする。

3 第 1 項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(履修方法)

第 36 条 各学部の学生は、当該学部所定の教育課程を履修しなければならない。

2 教育課程の授業科目、単位及び履修方法は、熊本大学教養教育履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)及び学部規則の定めるところによる。

(履修科目の登録の上限)

第 37 条 学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

- 2 学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(授業の聴講等)

第 38 条 授業の聴講等は、所定の手続を経なければならない。

- 2 他の学部の授業の聴講等には、特に規定する場合を除き、所属学部長及び当該学部長の承認を受けなければならない。

(大学院授業科目の履修)

第 38 条の 2 学生が、本学大学院へ入学を希望するときは、学部と大学院を連携させる一貫した教育プログラムに基づき、本学大学院の研究科又は教育部の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の研究科又は教育部の授業科目の履修には、所属学部長及び当該研究科又は教育部の長の承認を受けなければならない。

- 3 前 2 項に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第 39 条 授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

- 2 学部が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組合せに応じ、前項各号に規定する基準を考慮して学部が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第 39 条の 2 学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(単位の授与)

第 40 条 一つの授業科目を履修した者には、学力試験及び出席状況その他によって認定の上、単位を与える。

(メディアを利用して行う授業による修得単位)

第 41 条 第 35 条第 3 項及び第 4 項の授業方法により修得した単位は、合わせて 60 単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中に算入することができる。ただし、124 単位を超える単位数を卒業要件とする学部にあつては、別に定める。

2 第 43 条から第 45 条までの規定により修得した単位数のうち、前項の授業方法により修得した単位は、同項に定める単位数の中に算入するものとする。

(1 年間の授業期間)

第 42 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 43 条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学(外国の大学を含む。)又は短期大学(外国の短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。休学期間中の履修についても、同様とする。

2 前項の規定により学生が修得した単位は、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前 2 項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

4 前 3 項に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 44 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 2 項及び第 3 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の取扱い等)

第 45 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学(外国の大学を含む。)又は短期大学(外国の短期大学を含む。)において履修した単位(大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 31 条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学に入学した後の本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する大学以外の教育施設等における学修を、本学に入学した後の本学の授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、60 単位を超えないものとする。

第 46 条 前 3 条により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、それぞれに規定する単位数にかかわらず、合わせて 60 単位を超えないものとする。

2 前 3 条の規定による単位の認定は、教授会において行う。

第 4 節 休学、転部、転科、転課程、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第 47 条 疾病その他やむを得ない理由により、2 か月以上修学することができない者は、所定の休学願により、学部長を経て、学長に休学を願い出なければならない。ただし、疾病のため休学する場合は、医師の診断書を添えるものとする。

2 前項の場合、学長は、その学期又は学年に限り、これを許可することができる。

第 48 条 疾病その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 49 条 休学は、更新することができる。ただし、その期間は、通算して修業年限を超えることができない。

2 第 30 条及び第 31 条により入学を許可された者並びに第 51 条により転部、転科又は転課程（以下「転部等」という。）を許可された者の休学期間は、前項ただし書の規定にかかわらず、通算して在学年数に相当する年数を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第 50 条 休学期間中に復学しようとする者は、所定の復学願により、学部長を経て、学長に願い出なければならない。ただし、疾病のため休学していた場合は、医師の診断書を添えるものとする。

2 前項の場合、学長は、これを許可する。

3 休学期間を満了して復学する場合も、期間満了 1 か月前に、第 1 項に準じて願い出なければならない。

(転部、転科及び転課程)

第 51 条 転部等を志願する者があるときは、教育上支障のない場合に限り、別に定めるところにより、学長が許可する。

2 前項により転部等を許可された者の在学年数及び既修得単位の認定は、転部等後の学部の教授会において行う。

3 第 1 項により転部等を許可された者の在学期間は、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、在学年数の 2 倍を超えることができない。ただし、修業年限の 2 倍に満たない在学期間を定める学部にあつては、学部規則の定めるところによる。

(転学)

第 52 条 他の大学へ転学しようとする者は、所定の転学願により、学部長を経て、学長に願い出なければならない。

2 前項の場合、学長は、これを許可する。

(留学)

第 53 条 外国の大学又は短期大学で学修するため留学を志願する者は、所定の留学願により、学部長を経て、学長に願い出なければならない。

2 前項の場合、学長は、これを許可する。

3 留学の期間は、第 17 条の修業年限に含まれるものとする。

(願いによる退学)

第 54 条 退学しようとする者は、所定の退学願により、学部長を経て、学長に願い出なければならない。ただし、疾病のため退学する場合は、医師の診断書を添えるものとする。

2 前項の場合、学長は、これを許可する。

(除籍)

第 55 条 次の各号のいずれかに該当する者は、学部長の申し出により、学長がこれを除籍する。

(1) 行方不明の届出のあった者

(2) 第 19 条、第 32 条及び第 51 条第 3 項に規定する期間を超えた者

(3) 第 49 条第 1 項ただし書及び第 2 項に規定する期間を超えた者

(4) 納付すべき入学科を指定の期日までに納付しない者

(5) 授業料の納付を怠り督促をしても納付しない者

(6) 正当な理由がなく欠席が長期にわたる者

(7) 成業の見込がないと認められる者

第 5 節 健康管理

(健康診断)

第 56 条 学生は、毎年定期及び臨時の健康診断を受けなければならない。

(健康管理上の諸処置)

第 57 条 前条の健康診断のほか、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)その他の法令に基づき、本学の指示する予防接種又は諸種の検査等を受けなければならない。

2 学長は、学生の健康管理の必要に応じ、集団生活に不適当な者及び学業の履修が困難と判定される者に対して治療を命じ又は出席を停止させることができる。

第 6 節 卒業

(卒業の要件)

第 58 条 卒業の要件は、本学に、第 17 条に規定する年限以上在学し、かつ、学部所定の教育課程を履修し、卒業に必要な単位を修得しなければならない。

(早期卒業)

第 59 条 前条の規定にかかわらず、本学の学生(医学及び臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学を履修する課程に在学する者を除く。)で本学に、3 年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣が定める者を含む。)が卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。

(学位の授与)

第 60 条 卒業者には、熊本大学学位規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)の定めるところにより、学士の学位を授与する。

(卒業の認定)

第 61 条 卒業の認定は、教授会の意見を聴いて、学年又は学期の終わりに学長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、単位未修得等のため、卒業の認定を受けることができなかった者については、次学期中にこれを行うことができる。

3 前項の取扱いについては、別に定める。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第 62 条 教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に規定する教育職員の免許状授与の所要資格の取得については、学部規則の定めるところによる。

第 7 節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第 63 条 本学において、特殊の専門事項について研究しようとする者があるときは、学部の授業、研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、学期の中途とすることがある。

第 64 条 研究生として入学を許可する者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

(1) 大学を卒業した者(短期大学を含む。)

(2) 旧高等学校令による高等学校及び旧専門学校令による専門学校を卒業した者

(3) 教授会で適当であると認めた者

第 65 条 研究生として入学を志願する者は、入学願書に研究事項、研究期間及び履歴等を記載し、所定の検定料を添え、学長に願い出なければならない。

第 66 条 研究生の在学期間は、原則として 1 年とする。ただし、研究生が研究の都合により在学期間の更新を願い出たときは、これを許可することがある。

第 67 条 研究生は、研究事項について指導教員の指導のもとに研究を行うものとする。

2 研究生は、指導教員及び授業担当教員の承認を経て、研究に直接関係のある授業に出席することができる。

第 68 条 研究生は、研究期間が終了したとき又は研究を終了したときは、指導教員を経て、研究成果報告書を学部長に提出しなければならない。

(科目等履修生)

第 69 条 本学において、一又は複数の授業科目を選んで履修しようとする者があるときは、授業に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

3 第 1 項の科目等履修生に対する単位の授与については、第 40 条の規定を準用する。

第 70 条 科目等履修生として入学を志願する者は、入学願書に履修しようとする科目、単位及び履歴等を記載し、所定の検定料を添え、学長に願い出なければならない。

第 71 条 科目等履修生として入学を許可する者は、第 24 条に定める者でなければならない。

第 72 条 科目等履修生の在学期間は、1 年とする。

2 前項の規定にかかわらず、科目等履修生が引き続き履修を希望する場合は、これを延長することがある。

(特別聴講学生)

第 73 条 本学において授業科目を履修しようとする他の大学(外国の大学を含む。)、短期大学(外国の短期大学を含む。)又は高等専門学校のあるときは、当該大学、短期大学又は高等専門学校との協議に基づき、その履修を認めることがある。

2 前項により、授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

3 前 2 項に関し必要な事項は、別に定める。

第 74 条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生については、別段の定めのあるものを除くほか、学部学生に関する規則を準用する。

(外国人留学生)

第 75 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に対しては、日本語教育等の充実を図るため、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

3 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

(外国において教育を受けた学生に関する授業科目等の特例)

第 76 条 前条第 2 項の規定に基づき外国人留学生に対して開設する授業科目の履修は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けたものの教育について必要であると認める場合に準用する。

第 8 節 授業料等

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第 77 条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立大学法人熊本大学諸料金規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)に定めるところによる。

(入学料の免除)

第 78 条 入学料の納入が経済的理由等により困難であると認められる者に対しては、入学料を免除することができる。

(入学料の徴収猶予)

第 79 条 入学料の納入が経済的理由等により困難であると認められる者に対しては、指定の期日まで入学料の徴収を猶予することができる。

(授業料の徴収方法)

第 80 条 授業料は、次の 2 期に分けて年額の 2 分の 1 ずつを徴収する。ただし、学生の申出があったときは、前期中に、当該年度の後期に係る授業料を徴収することができる。

前期(4 月 1 日から 9 月 30 日までをいう。以下同じ。)

徴収期 4 月 1 日から 4 月 30 日まで

後期(10月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)

徴収期 10月1日から10月31日まで

- 2 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、入学を許可される者の申出があったときは、前項の規定にかかわらず、入学を許可するときに徴収する。
- 3 前期の徴収期後に入学を許可された者は、入学した日の属する月からその期末までの授業料を別に定めるところにより納めなければならない。
- 4 学期の途中で復学を許可された者は、復学の日の属する月からその期末までの授業料を別に定めるところにより納めなければならない。
- 5 学年の途中で卒業する者は、卒業の日の属する月までの授業料を納めなければならない。
- 6 研究生、科目等履修生、特別聴講学生等の授業料徴収の方法に関し必要な事項は、別に定める。

(納入の請求)

第81条 授業料は、その納入の請求を所定の場所への掲示をもって行うことができる。

(既納の検定料、入学料及び授業料の取扱い)

第82条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その者の申出により、当該各号に定める額を返還するものとする。
 - (1) 検定料を納めた者で、出願しなかったもの 当該検定料相当額
 - (2) 検定料を納めた者で、出願が受理されなかったもの 当該検定料相当額
 - (3) 一の入学試験に係る検定料を、2回以上納めた者 所定の検定料を超える額に相当する額
 - (4) 学部において、出願書類等による選抜(以下この号において「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下この号において「第2段階目の選抜」という。)を行う場合において、第1段階目の選抜で不合格となった者 第2段階目の選抜に係る検定料相当額
 - (5) 個別学力検査出願受付後に大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者 前号に定める額に相当する額
 - (6) 入学を許可するときに授業料を納めた者で、3月31日までに入学を辞退したもの 当該授業料相当額
 - (7) 前期中に後期に係る授業料を併せて納めた者で、後期に係る授業料の徴収期前に休学又は退学したもの 当該後期に係る授業料の額

(授業料の免除)

第83条 休学を許可され、又は命ぜられた者に対しては、授業料を免除することができる。

第84条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者に対しては、授業料を免除することができる。

- 2 前項に規定する者のほか死亡等やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料を免除することができる。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第 85 条 経済的理由等やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することができる。

(免除、徴収猶予等の取消)

第 86 条 第 79 条の徴収猶予、第 84 条の免除又は前条の徴収猶予若しくは月割分納の許可があったあとで、その理由が消滅したと認めるときは、その許可を取り消す。

(免除及び徴収猶予に関する規則)

第 87 条 この学則に定めるもののほか、入学料及び授業料の免除及び徴収猶予の実施に関する規則は、別に定める。

第 9 節 賞罰

(表彰)

第 88 条 学生として表彰に価する行為があったときは、学長は、これを表彰する。この場合、学長は、当該表彰について国立大学法人熊本大学教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。)に報告する。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 89 条 学生が本学の規則に背き、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学部長の申出により、学長は、これを懲戒する。この場合、学長は、当該懲戒について教育研究評議会に報告する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 停学の期間は、修業年限に算入せず、在学期間に算入する。

5 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 10 節 寄宿舍

(寄宿舍)

第 90 条 本学に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する規則は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 次の学科については、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

法学部 公共政策学科

理学部 数理科学科 物理科学科 物質化学科 地球科学科 生物科学科 環境理学科

- 3 熊本大学学則等を廃止する規則(平成 16 年 3 月 26 日制定)により廃止された熊本大学学則(昭和 24 年 6 月 1 日制定)の附則の規定により存続するものとされた学科又は課程のうち、平成 16 年 3 月 31 日に存続するものについては、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該学科又は課程に在学する者が当該学科又は課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 前 2 項の規定により存続する学科又は課程の授業科目の履修、卒業等に関する事項については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月 24 日学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 文学部の人間科学科及び地域科学科は、改正後の第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成 17 年 12 月 22 日学則第 4 号)

この学則は、平成 17 年 12 月 22 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 23 日学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次の学科については、改正後の第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

薬学 薬科学科
部

工学 環境システム工学科 知能生産システム工学科 電気システム工学科 数理情報システム工学科
部

附 則(平成 18 年 9 月 7 日学則第 6 号)

この学則は、平成 18 年 9 月 25 日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 26 日学則第 9 号)

この学則は、平成 18 年 10 月 26 日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 26 日学則第 10 号)

この学則は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 11 月 30 日学則第 12 号)

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 22 日学則第 3 号)

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学部の養護学校教員養成課程は、改正後の第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 19 年 3 月 22 日学則第 5 号)

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 27 日学則第 7 号)

この学則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 1 月 24 日学則第 2 号)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条の次に 1 条を加える改正規定は、平成 20 年 1 月 24 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日学則第 5 号)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 25 日学則第 6 号)

この学則は、平成 20 年 9 月 25 日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 27 日学則第 8 号)

この学則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 26 日学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第 19 条第 2 項、第 32 条第 2 項及び第 51 条第 4 項の規定は、平成 21 年度入学者から適用し、平成 20 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 12 月 24 日学則第 5 号)

この学則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 2 月 24 日学則第 1 号)

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 24 日学則第 4 号)

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月 24 日学則第 7 号)

この学則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 30 日学則第 9 号)

この学則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 24 日学則第 1 号)

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第 35 条第 1 項の規定は、平成 23 年度入学者から適用し、平成 22 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 5 月 26 日学則第 4 号)

この学則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 28 日学則第 6 号)

この学則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 22 日学則第 8 号)

この学則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 11 月 24 日学則第 10 号)

この学則は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 22 日学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第 35 条第 1 項の規定は、平成 24 年度入学者から適用し、平成 23 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 11 月 29 日学則第 6 号)

- 1 この学則は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 8 条第 1 項に規定する大学院自然科学研究科の減災型社会システム実践研究教育センターは、平成 30 年 11 月 30 日まで存続するものとする。

附 則(平成 25 年 2 月 28 日学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第 6 条の 2 に規定するパルスパワー科学研究所は、平成 35 年 3 月 31 日まで存続するものとする。
- 3 この学則による改正後の第 19 条第 2 項の規定は、平成 25 年度入学者から適用し、平成 24 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 7 月 25 日学則第 5 号)

この学則は、平成 25 年 7 月 25 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 25 日学則第 3 号)

この学則は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 11 月 27 日学則第 6 号)

この学則は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 1 月 22 日学則第 1 号)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 27 日学則第 4 号)

この学則は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日学則第 6 号)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 25 日学則第 9 号)

この学則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 1 月 28 日学則第 2 号)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 24 日学則第 4 号)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日学則第 6 号)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 5 月 26 日学則第 8 号)

この学則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 23 日学則第 9 号)

この学則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行し、改正後の第 30 条第 1 項第 5 号の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 2 月 23 日学則第 2 号)

1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この学則による改正後の第 35 条第 1 項の規定は、平成 29 年度入学者から適用し、平成 28 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

○熊本大学学生定員規則（案）

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 120 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、熊本大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 2 条第 2 項、熊本大学専攻科規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 3 条第 3 項及び熊本大学養護教諭特別別科規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 3 条及び熊本大学大学院学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 12 条の規定に基づき、熊本大学(以下「本学」という。)及び熊本大学大学院(以下「本学大学院」という。)の学生の収容定員又は入学定員を定める。

（学生の収容定員）

第 2 条 本学の学部 of 収容定員は、次のとおりとする。

学部の収容定員の表(平成 30 年度)

学部	学科・課程	各年次の収容定員						収容定員
		第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	
文学部	総合人間学科	55	55	55	55			220
	歴史学科	35	35	35	35			140
	文学科	50	50	50	50			200
	コミュニケーション情報学科	30	30	30	30			120
	(学部共通)			10	10			20
	計	170	170	180	180			700
教育学部	小学校教員養成課程	110	110	110	110			440
	中学校教員養成課程	70	70	70	70			280
	特別支援教育教員養成課程	20	20	20	20			80
	養護教諭養成課程	30	30	30	30			120
	地域共生社会課程	—	—	20	20			40
	生涯スポーツ福祉課程	—	—	40	40			80
	計	230	230	290	290			1,040
法学部	法学科	210	210	210	210			840
	(学部共通)			10	10			20
	計	210	210	220	220			860
理学部	理学科	200	200	190	190			780
	計	200	200	190	190			780
医学部	医学科	115	115	115	115	115	115	690
	保健学科	144	144	144	144			576
	(保健学科共通)			16	16			32
	計	259	259	275	275	115	115	1,298
薬学部	薬学科	55	55	55	55	55	55	330
	創薬・生命薬科学科	35	35	35	35			140
	計	90	90	90	90	55	55	470

工学部	土木建築学科	124	—	—	—			124
	機械数理工学科	109	—	—	—			109
	情報電気工学科	149	—	—	—			149
	材料・応用化学科	131	—	—	—			131
	物質生命化学科	—	80	80	80			240
	マテリアル工学科	—	46	46	46			138
	機械システム工学科	—	97	97	97			291
	社会環境工学科	—	71	71	71			213
	建築学科	—	56	56	56			168
	情報電気電子工学科	—	153	153	153			459
	数理工学科	—	10	10	10			30
	(学部共通)			45	45			90
	計	513	513	558	558			2,142
合計		1,672	1,672	1,803	1,803	170	170	7,290

備考 (学部共通)又は(保健学科共通)は、第3年次編入学定員である。

各年次の収容定員の欄中「-」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の学科・課程である。

第3条 本学の専攻科の収容定員は、次のとおりとする。

専攻科の収容定員の表(平成30年度)

専攻科	専攻	収容定員
特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻	20
合計		20

第4条 本学の別科の学生の収容定員は、次のとおりとする。

別科の収容定員の表(平成30年度)

別科	収容定員
養護教諭特別別科	40
合計	40

第5条 本学大学院の修士課程及び博士前期課程の収容定員は、次のとおりとする。

修士課程及び博士前期課程の収容定員の表(平成30年度)

研究科又は教育部	専攻	各年次の収容定員		収容定員
		第1年次	第2年次	
教育学研究科	学校教育実践専攻	7	7	14
	教科教育実践専攻	23	23	46
	計	30	30	60
社会文化科学研究科	公共政策学専攻	13 (3)	10	23 (3)
	法学専攻	12 (3)	9	21 (3)
	現代社会人間学専攻	18	18	36
	文化学専攻	18	18	36
	教授システム学専攻	15	15	30

	計	76 (6)	70	146 (6)
自然科学研究科	理学専攻	—	85	85
	数学専攻	—	15	15
	複合新領域科学専攻	—	12	12
	物質生命化学専攻	—	43	43
	マテリアル工学専攻	—	25	25
	機械システム工学専攻	—	57	57
	情報電気電子工学専攻	—	81	81
	社会環境工学専攻	—	38	38
	建築学専攻	—	36	36
	計	0	392	392
自然科学教育部	理学専攻	110	—	110
	土木建築学専攻	75	—	75
	機械数理工学専攻	65	—	65
	情報電気工学専攻	103	—	103
	材料・応用化学専攻	90	—	90
	計	443	0	443
医学教育部	医科学専攻	20	20	40
	計	20	20	40
保健学教育部	保健学専攻	24	24	48
	計	24	24	48
薬学教育部	創薬・生命薬科学専攻	35	35	70
	計	35	35	70
合計		628 (6)	571	1,199 (6)

備考 括弧書きの数字は、標準修業年限を1年とする入学定員で内数。

各年次の収容定員の欄中「-」で示すものは、学年進行中又は廃止予定の専攻である。

第6条 本学大学院の博士課程(博士前期課程を除く。)の収容定員は、次のとおりとする。

博士課程(博士前期課程を除く。)の収容定員の表(平成30年度)

研究科又は教育部	専攻	各年次の収容定員				収容定員
		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	
社会文化科学研究科	人間・社会科学専攻	6	6	6		18
	文化学専攻	6	6	6		18
	教授システム学専攻	3	3	3		9
	計	15	15	15		45
自然科学研究科	理学専攻	—	10	10		20
	複合新領域科学専攻	—	18	18		36
	産業創造工学専攻	—	14	14		28
	情報電気電子工学専攻	—	10	10		20
	環境共生工学専攻	—	10	10		20

	計	0	62	62		124
自然科学教育部	理学専攻	12	—	—		12
	工学専攻	46	—	—		46
	計	58	0	0		58
医学教育部	医学専攻	88	88	88	88	352
	計	88	88	88	88	352
保健学教育部	保健学専攻	6	6	6		18
	計	6	6	6		18
薬学教育部	医療薬学専攻	8	8	8	8	32
	創薬・生命薬科学専攻	10	10	10		30
	計	18	18	18	8	62
合計		185	189	189	96	659

備考 各年次の収容定員の欄中「-」で示すものは、学年進行中又は廃止予定の専攻である。

第7条 本学大学院の教職大学院の課程の収容定員は、次のとおりとする。

教職大学院の課程の収容定員の表(平成30年度)

研究科	専攻	各年次の収容定員		収容定員
		第1年次	第2年次	
教育学研究科	教職実践開発専攻	15	15	30
合計		15	15	30

第8条 本学大学院の法科大学院の課程の収容定員は、次のとおりとする。

法科大学院の課程の収容定員の表(平成30年度)

研究科	専攻	各年次の収容定員			収容定員
		第1年次	第2年次	第3年次	
法曹養成研究科	法曹養成専攻	—	—	—	—
合計		0	0	0	0

備考 各年次の収容定員の欄中「-」で示すものは、募集停止の専攻である。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月24日規則第52号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月23日規則第18号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月22日規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年1月24日規則第22号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 26 日規則第 56 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の表に規定する医学部医学科の第 1 年次収容定員 115 人については、平成 22 年度から平成 31 年度までとし、平成 32 年度からは 105 人とする。

附 則(平成 22 年 2 月 24 日規則第 10 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 24 日規則第 11 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 22 日規則第 36 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 24 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 40 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 12 日規則第 93 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 18 日規則第 41 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 28 日規則第 95 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

熊本大学学生定員規則の一部改正(案)新旧対照表

熊本大学学則（新）	熊本大学学則（旧）
第1条（略） （学部、学科、課程及び収容定員） 第2条 本学に、文学部、教育学部、法学部、理学部、医学部、薬学部及び工学部を置き、学科及び課程は、次のとおりとする。 文学部 総合人間学科 歴史学科 文学科 コミュニケーション情報学科 教育学部 小学校教員養成課程 中学校教員養成課程 特別支援教育教員養成課程 養護教諭養成課程 地域共生社会課程 生涯スポーツ福祉課程 法学部 法学科 理学部 理学科 医学部 医学科 保健学科 薬学部 薬学科 創薬・生命薬科学科 工学部 物質生命化学科 マテリアル工学科 機械システム工学科 社会環境工学科 建築学科 情報電気電子工学科 数理工学科 2 収容定員は、別に定める。 3 学部に関する規則は、別に定める。 第3条～第90条（略）	第1条（略） （学部、学科、課程及び収容定員） 第2条（同左） 第3条～第90条（略）
熊本大学学生定員規則（新）	熊本大学学生定員規則（旧）
（趣旨） 第1条 この規則は、熊本大学学則	（趣旨） 第1条（同左）

(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 2 条第 2 項、熊本大学専攻科規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 3 条第 3 項及び熊本大学養護教諭特別別科規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 3 条及び熊本大学大学院学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 12 条に規定に基づき、熊本大学(以下「本学」という。)及び熊本大学大学院(以下「本学大学院」という。)の学生の収容定員又は入学定員を定める。

(学生の収容定員)

第 2 条 本学の学部の収容定員は、次のとおりとする。

学部の収容定員の表(平成 30 年度)

学部	学科・課程	各年次の収容定員						収容定員
		第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	
文学部	総合人間学科	55	55	55	55			220
医学部	医学科	115	115	115	115	115	115	690
	保健学科	144	144	144	144			576
	(保健学科共通)			16	16			32
	計	259	259	275	275	115	115	1,298
合計		1,672	1,722	1,803	1,803	170	170	7,340

備考 (学部共通)又は(保健学科共通)

(学生の収容定員)

第 2 条 本学の学部の収容定員は、次のとおりとする。

学部の収容定員の表(平成 29 年度)

学部	学科・課程	各年次の収容定員						収容定員
		第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	
文学部	総合人間学科	55	55	55	55			220
医学部	医学科	115	115	115	115	115	115	690
	保健学科	144	144	144	144			576
	(保健学科共通)			16	16			32
	計	259	259	275	275	115	115	1,298
合計		1,672	1,722	1,803	1,803	170	170	7,340

備考 (学部共通)又は(保健学科共通)

は、第 3 年次編入学定員である。 各年次の収容定員の欄中「-」で示すものは、募集停止の学科・課程である。 第 3 条～第 8 条（略） 附 則 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 2 改正後の第 2 条の表に規定する医学部医学科の第 1 年次収容定員 115 人については、平成 22 年度から<u>平成 31 年度までとし</u>、平成 32 年度からは 105 人とする。 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</u>	は、第 3 年次編入学定員である。 各年次の収容定員の欄中「-」で示すものは、募集停止の学科・課程である。 第 3 条～第 8 条（略） 附 則 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 2 改正後の第 2 条の表に規定する医学部医学科の第 1 年次収容定員 115 人については、平成 22 年度から<u>平成 29 年度までとし、平成 30 年度及び平成 31 年度にあっては 110 人</u>、平成 32 年度からは 105 人とする。
---	---